

平成21年 No.34

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則

制定理由

体育施設を使用するサークル等の増加に伴い、使用時間を延長するため、必要の改正を行うものである。

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年 7 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規則第29号

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学体育施設使用規則（平成 6 年規則第21号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設使用規則の一部改正について

改正理由：体育施設を使用するサークル等の増加に伴い，使用時間を延長するため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （使用時間） 第4条 体育施設の使用時間は，原則として，<u>午前8時30分から午後10時までとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は，平成21年7月23日から施行する。</u>	〔省略〕 （使用時間） 第4条 体育施設の使用時間は，原則として<u>次のとおりとする。</u> <u>(1) 夏期（4月～9月） 午前8時30分～午後9時</u> <u>(2) 冬期（10月～3月） 午前8時30分～午後8時</u> 〔省略〕